

刑事訴訟法等改正案 新旧対照表

現行法	改正案
<p>【刑事訴訟法】</p> <p>第一編 総則</p> <p style="padding-left: 20px;">第十六章 費用の補償</p> <p>(刑事補償法の例)</p> <p>第百八十八条の七 補償の請求その他補償に関する 手続、補償と他の法律による損害賠償との関係、 補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人又 は被告人であつた者の相続人に対する補償につい ては、この法律に特別の定めがある場合のほか、 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条に 規定する補償の例による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>【刑事訴訟法】</p> <p>第一編 総則</p> <p style="padding-left: 20px;">第十六章 費用の補償</p> <p>(再審請求の費用補償)</p> <p>第百八十八条の七 <u>再審開始の決定が確定したとき</u> <u>は、国は、当該事件につき再審の請求をした者に</u> <u>対し、その再審の請求についての裁判に要した費</u> <u>用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の</u> <u>責めに帰すべき事由によつて生じた費用について</u> <u>は、補償をしないことができる。</u></p> <p>② <u>前項の補償は、再審の請求をした者の請求によ</u> <u>り、再審開始を決定した裁判所（抗告裁判所が再</u> <u>審開始の決定を行つたときは第一審の裁判所）が</u> <u>決定をもつてこれを行う。</u></p> <p>③ <u>前項の請求は、再審開始の決定が確定した後三</u> <u>年以内にこれをしなければならない。</u></p> <p>④ <u>補償に関する決定に対しては、即時抗告をする</u> <u>ことができる。</u></p> <p>⑤ <u>第一項の規定により補償される費用の範囲につ</u> <u>いては、再審の請求の理由に該当する証拠又は証</u> <u>拠資料を裁判所に提出するために要した費用、再</u> <u>審の請求をした者若しくはその弁護人であつた者</u> <u>又は有罪の言渡を受けた者が再審請求手続期日に</u> <u>出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁</u> <u>護人であつた者に対する報酬とし、その額に関し</u> <u>ては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、再審</u> <u>の請求をした者又は有罪の言渡を受けた者につい</u> <u>ては証人、弁護人であつた者については弁護人に</u> <u>関する規定を準用する。</u></p> <p><u>(刑事補償法の準用)</u></p>

第二編 第一審
第一章 捜査
(新設)

第百八十八条の八 補償の請求その他補償に関する
手続、補償と他の法律による損害賠償との関係、
補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人若
しくは被告人であつた者又は再審の請求をした者
の相続人に対する補償については、この法律に特
別の定めがある場合のほか、刑事補償法（昭和二
十五年法律第一号）第一条に規定する補償の例に
よる。

第二編 第一審
第一章 捜査

(捜査に関する記録及びその目録の作成)

第百九十六条の二 検察官、検察事務官及び司法警
察職員は、犯罪の捜査において、捜査に着手して
から終了するまでの全ての過程について、次の各
号に掲げる記録（以下「捜査に関する記録」とい
う。）を作成しなければならない。

- 一 捜査の端緒に関する記録
- 二 立件に至る経緯に関する記録
- 三 基本的捜査方針の策定に関する記録
- 四 捜査資料の収集過程及び収集した資料の検査
(鑑定及び鑑識を含む。)、保管及び利用に関す
る記録
- 五 被疑者の身体拘束手続に関する記録
- 六 取調状況報告書
- 七 捜査本部を設置した場合には捜査本部日誌及
び捜査本部会議録
- 八 任意捜査の経緯並びにその実施した内容及び
結果に関する記録
- 九 強制捜査の経緯並びにその実施した内容及び
結果に関する記録
- 十 その他前各号に掲げるものに類する記録

② 司法警察員は、第二百四十六条第一項の規定に
基づき事件を検察官に送致するときに、全ての捜
査に関する記録の目録を作成しなければならない
い。

③ 検察官は、自ら作成した全ての捜査に関する記
録の目録を作成しなければならない。

<p>(新設)</p>	<p><u>(証拠目録の作成)</u></p> <p><u>第百九十六条の三 検察官及び司法警察員は、犯罪の捜査の過程において作成され、又は入手した全ての書類及び証拠物について、証拠目録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>② 前項の証拠目録には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</u></p> <p>一 <u>証拠物 品名、数量及び保管場所</u></p> <p>二 <u>書類 当該書類の標目、作成の年月日、作成者又は供述者の氏名、丁数及び要旨</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(証拠の適正な保管)</u></p> <p><u>第百九十六条の四 検察官、検察事務官及び司法警察職員は、犯罪の捜査の過程において作成され、又は入手した書類及び証拠物を、紛失し、滅失し、毀損し、又は変質する等しないように注意し、その証拠価値を保全するために適切な方法で、適正に保管しなければならない。</u></p> <p><u>② 検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、司法警察職員が行う証拠の保管を適正にするため必要な一般的指揮をすることができる。</u></p> <p><u>③ 検察官、検察事務官及び司法警察職員は、証拠物について、将来の鑑定等に備えて、適切に保管しなければならない。</u></p>
<p>(司法警察員の事件送致)</p> <p>第二百四十六条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>第四編 再審</p>	<p>(司法警察員の事件送致)</p> <p>第二百四十六条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。</p> <p><u>② 司法警察員は、前項の送致をする際には、捜査に関する記録の目録及び証拠目録をあわせて送付しなければならない。</u></p> <p>第四編 再審</p>

<p>(新設)</p> <p>(再審請求の理由①)</p> <p>第四百三十五条 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。</p> <p>一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。</p> <p>二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。</p> <p>三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。</p> <p>四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。</p> <p>五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。</p> <p>六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。</p> <p>七 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第一章 再審の請求</u></p> <p>(再審のできる判決・再審の理由(一))</p> <p>第四百三十五条 (現行法通り)</p> <p>一 (現行法通り)</p> <p>二 (現行法通り)</p> <p>三 (現行法通り)</p> <p>四 (現行法通り)</p> <p>五 (現行法通り)</p> <p>六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき<u>事実の誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき。</u></p> <p>七 (現行法通り)</p> <p>八 死刑の言渡を受けた事件について、刑の加重</p>
---	--

<p>(新設)</p> <p>(再審請求の理由②)</p> <p>第四百三十六条 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。</p> <p>一 前条第一号又は第二号に規定する事由があるとき。</p> <p>二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官について前条第七号に規定する事由があるとき。</p> <p>② 第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。</p> <p>③ 第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。</p> <p>(確定判決に代わる証明)</p> <p>第四百三十七条 前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。</p> <p>(再審請求の管轄)</p> <p>第四百三十八条 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。</p>	<p><u>減免の理由となる事実又は量刑の基礎となる事実の誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき。</u></p> <p><u>九 原判決をした裁判所の手続に憲法の趣旨を没却するような重大な違反があつたとき。</u></p> <p>(再審請求のできる判決・再審の理由(二))</p> <p>第四百三十六条 (現行法通り)</p> <p>一 (現行法通り)</p> <p>二 (現行法通り)</p> <p>② (現行法通り)</p> <p>③ (現行法通り)</p> <p>(再審の請求と確定判決に代わる証明)</p> <p>第四百三十七条 前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。</p> <p>(再審請求の管轄)</p> <p>第四百三十八条 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。但し、<u>第四百三十五条による再審の請求において、原判決をした裁判所が高</u></p>
--	--

<p>(新設)</p> <p>(再審請求権者)</p> <p>第四百三十九条 再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。</p> <p>一 検察官</p> <p>二 有罪の言渡を受けた者</p> <p>三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人</p> <p>四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹</p> <p>(新設)</p> <p>② 第四百三十五条第七号又は第四百三十六条第一項第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければこれを行うことができない。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>等裁判所又は最高裁判所のときは、第一審の裁判所がこれを管轄する。</u></p> <p><u>(裁判所職員の除斥及び忌避)</u></p> <p>第四百三十八条の二 第一編第二章の規定は、再審の請求及び審判についてこれを準用する。</p> <p>② 前項において準用するこの法律の規定中、「被告人」とあるのは「請求人又は有罪の言渡を受けた者」と、第二十条第七号中「前審の裁判」とあるのは「当該再審の請求に係る事件の裁判」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(再審請求権者)</p> <p>第四百三十九条 (現行法通り)</p> <p>一 (現行法通り)</p> <p>二 (現行法通り)</p> <p>三 (現行法通り)</p> <p>四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族、<u>兄弟姉妹及び有罪の言渡を受けた者からあらかじめ指名を受けた者</u></p> <p>五 第二号乃至前号の規定により再審の請求をする者が存在しない場合には、弁護士会及び日本弁護士連合会</p> <p>② (現行法通り)</p> <p><u>(再審請求手続の受継)</u></p> <p>第四百三十九条の二 再審の請求を行つた者が再審請求手続の途中で死亡した場合には、前条第一項第三号乃至第五号に定める者は、再審の請求を行つた者が死亡した日から六箇月以内に再審請求手続を受け継ぐことができる。</p>
--	--

	<p><u>② 第一項の期間内に再審請求手続を受け継ぐ旨の申立てがないときは、裁判所は、決定で手続を終結しなければならない。但し、弁護人が選任されているときは、この限りでない。</u></p>
<p>(弁護人の選任) 第四百四十条 検察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。</p>	<p>(弁護人の選任) 第四百四十条 検察官以外の者は、再審の請求<u>(その準備を含む。)</u>をする場合には、弁護人を選任することができる。</p>
<p>② 前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。</p>	<p>② <u>再審の請求をした者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を附さなければならない。但し、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請求に理由がないことが明らかとなるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>③ <u>死刑の言渡を受けた者について再審の請求がされた場合(死刑の言渡を受けた者が死亡している場合を除く。)</u>において、再審の請求をした者に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附さなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>④ <u>裁判所は、次に掲げる要件を全て満たすときは、有罪の言渡を受けた者で、弁護人のない者のため、その請求により、再審の請求の準備のために弁護人を附さなければならない。</u></p> <p>一 <u>弁護人の調査により、再審の請求を理由があるものとすることができる事実又は証拠を発見できる蓋然性があること。</u></p> <p>二 <u>事実関係又は法律関係が複雑なため、弁護人の協力が必要であること。</u></p> <p>三 <u>貧困その他の事由により弁護人を選任することができないこと。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑤ <u>前項の規定にかかわらず、死刑の言渡を受けた者について再審の請求をしようとする場合において、貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、再審の請求の準備のために弁護人を附さなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑥ <u>裁判所は、前四項の規定により弁護人を選任す</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>る場合において、必要があると認めるときは、請求により又は職権で、必要な数の弁護人を附することができる。</u></p> <p>⑦ <u>前六項の規定による弁護人の選任は、当該再審の請求に係る再審の審判が確定するまでその効力を有する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑧ <u>第三十三条、第三十四条、第三十八条、第三十八条の三第一項乃至第三項、第三十九条第一項及び第二項、第四十条、第四十一条並びに第三百八十七条の規定は、第一項乃至第六項により選任される弁護人にこれを準用する。この場合において、第三十八条の三第一項第一号中「第三十条」とあるのは「第四百四十条第一項」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(再審請求の時期)</p> <p>第四百四十一条 再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになったときでも、これを行うことができる。</p>	<p>(再審請求の時期)</p> <p>第四百四十一条 (現行法通り)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(再審請求理由の明示と追加)</u></p> <p>第四百四十一条の二 <u>再審の請求をするには、その理由を記載した趣意書を提出しなければならない。</u></p> <p>② <u>再審の請求をした者は、審理の終結に至るまで、請求の理由を追加又は変更することができる。抗告審においても、同様とする。</u></p> <p>③ <u>再審の請求の理由の追加又は変更は、書面で行なければならない。</u></p>
<p>(再審請求と執行停止)</p> <p>第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。</p>	<p>(再審請求と執行停止の効力)</p> <p>第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで、<u>刑及び拘置の執行を停止することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>再審の請求を受けた裁判所は、請求により又は職権で、再審の請求についての裁判があるまで、</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>決定で、刑及び拘置の執行を停止することができる。 <u>る。</u></p> <p>③ <u>前二項の規定にかかわらず、死刑の言渡を受けた者について再審の請求がされたとき（死刑の言渡を受けた者が死亡している場合を除く。）は、再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求に関する裁判が確定するまで、決定で、刑の執行を停止しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>④ <u>前項の規定により刑の執行を停止する場合、裁判所は、請求により又は職権で、再審の請求に関する裁判があるまで、拘置の執行を停止することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑤ <u>第二項及び第四項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。</u></p>
<p>(再審請求の取下げ)</p> <p>第四百四十三条 再審の請求は、これを取り下げることができる。</p> <p>② 再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。</p>	<p>(再審請求の取下げ)</p> <p>第四百四十三条 (現行法通り)</p> <p>② 再審の請求を取り下げた者は、同一の<u>事実及び証拠を理由として、更に再審の請求をすることができない。</u></p>
<p>(被収容者に関する特則)</p> <p>第四百四十四条 第三百六十六条の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。</p>	<p>(被収容者に関する特則)</p> <p>第四百四十四条 (現行法通り)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第二章 記録及び証拠品の保管及び保存</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(裁判所不提出記録及び証拠品の保管)</u></p> <p>第四百四十四条の二 <u>刑事被告事件に係る裁判所不提出記録（検察官が被告人又は弁護人に対して交付した検察官が保管する証拠の一覧表の控えを含む。）及び証拠品（以下「記録及び証拠品」という。）は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定により保管検察官が保管する記録及び証拠品の保管期間は、刑事確定訴訟記録法（昭</u></p>

	<p><u>の請求をした者（同条第四項において準用する同条第二項の規定により保存期間の延長の請求をした者を含む。）であつて、当該請求に基づく保管検察官の保存に関する処分に不服があるものは、その保管検察官が所属する検察庁の対応する裁判所（再審請求事件が係属しているときは、当該再審請求事件が係属する裁判所）にその処分の取消し又は変更を請求することができる。証拠品の所有者であつて、当該証拠品に関する保管検察官の保存に関する処分に不服があるものも、同様とする。</u></p> <p>② <u>前項の規定による不服申立てに関する手続については、第四百三十条第一項に規定する検察官の処分の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。</u></p> <p>③ <u>裁判所は、第一項の規定による不服申立てについて決定をするときは、あらかじめ、前条第二項の規定により保存の請求をした者（同条第四項において準用する同条第二項の規定により保存期間の延長の請求をした者を含む。）及び保管検察官の保存に関する処分の対象となつた証拠品の所有者の意見を聴かなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(再審保存記録等の閲覧謄写)</u></p> <p><u>第四百四十四条の五 保管検察官は、第四百四十四条の三第二項に規定する者から請求があつたときは、保管検察官が保管又は保存する記録及び証拠品（裁判所不提出記録のうち当該被告事件に係る訴訟（再審請求手続を含む。）において被告人、請求人及び弁護人に開示されていない記録を除く。）を閲覧させなければならない。弁護人に対しては、閲覧させ、かつ謄写させなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(事実の取調べ)</p> <p>第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の</p>	<p><u>第三章 再審請求の審理手続</u></p> <p>(再審請求手続期日の指定)</p> <p>第四百四十五条 <u>再審の請求がされたときは、裁判長は、速やかに、再審請求手続期日を定めなけれ</u></p>

<p>理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。</p>	<p><u>ばならない。但し、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請求に理由がないことが明らかなきは、この限りでない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>② 前項の期日は、特別の事由がある場合を除き、再審の請求がされたときから二箇月以内の日に指定しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(再審請求手続期日の通知)</u> <u>第四百四十五条の二 再審請求手続期日は、これを再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならない。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者にも通知しなければならない。</u> <u>② 再審の請求をした者、有罪の言渡を受けた者及び弁護人は、再審請求手続期日に出席することができる。</u> <u>③ 裁判所は、必要があると認めるときは、再審請求手続期日に検察官の出席を求めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(期日調書の作成)</u> <u>第四百四十五条の三 再審請求手続期日における手続については、期日調書を作成しなければならない。</u> <u>② 前項の期日調書については、公判調書に関する規定を準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(手続指揮権)</u> <u>第四百四十五条の四 再審請求手続期日における手続の指揮は、裁判長が行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(受命裁判官による手続)</u> <u>第四百四十五条の五 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審請</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>求手続期日における手続を行わせることができる。この場合には、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。</u></p> <p><u>(再審請求理由の陳述)</u></p> <p><u>第四百四十五条の六 再審の請求を受けた裁判所は、最初に行われる再審請求手続期日において、再審の請求をした者及び弁護人に対し、再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。</u></p> <p><u>② 前項の陳述は、公開の法廷でこれをしなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(事実の取調べ)</u></p> <p><u>第四百四十五条の七 再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で事実の取調をすることができる。</u></p> <p><u>② 前項の事実の取調は、真実を発見するため、裁判をするのに意義を有する全ての事実及び証拠について行われなければならない。</u></p> <p><u>③ 第一項の事実の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(事実の取調べへの立会い等)</u></p> <p><u>第四百四十五条の八 再審の請求をした者及び弁護人は、事実の取調に立ち会い、証人の尋問の場合には、その証人を尋問することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。</u></p> <p><u>② 裁判所は、あらたな証拠の証明力の判断に資するため必要な限度で、検察官を、事実の取調に立ち合わせ、証人の尋問の場合には、その証人の尋問をさせることができる。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>③ <u>第一項の事実の取調のうち、証人尋問、検証及び鑑定は、裁判所外で行われるものを除き、公開の法廷でこれをしなければならない。</u></p> <p><u>(証拠の一覧表の提出命令)</u></p> <p><u>第四百四十五条の九 再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人から請求があつたときは、検察官に対し、原判決（以前に再審の請求がされている場合には、その再審の請求に対する決定を含む。）に関して検察官が保管する全ての証拠の一覧表を作成した上で、これを提出するよう命じなければならない。</u></p> <p>② <u>前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</u></p> <p>一 <u>証拠物 品名、数量及び保管場所</u></p> <p>二 <u>書類 当該書類の標目、作成の年月日、作成者又は供述者の氏名、丁数及び要旨</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(証拠開示命令)</u></p> <p><u>第四百四十五条の十 再審の請求を受けた裁判所は、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ原判決の有罪認定の根拠となつた証拠に関連すると認められる証拠について、再審の請求をした者又は弁護人から開示の請求があつたときは、決定で、検察官に対し、当該証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であつて、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含む。）を再審の請求をした者又は弁護人に開示することを命じなければならない。但し、原判決の有罪認定の根拠となつた証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当でないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 <u>証拠物</u></p> <p>二 <u>第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面</u></p>

三 第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 原判決の審理で証人尋問が実施された証人及び証拠採用された供述録取書等の供述者の供述録取書等

六 有罪の言渡を受けた者の供述録取書等

七 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（有罪の言渡を受けた者又はその共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提起された者であつて第五号に掲げるものに係るものに限る。）

八 証拠物の押収手続記録書面（押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、証拠物の押収に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他の押収の状況を記録したものをいう。）

② 再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求の理由又は再審請求手続期日において提出された証拠書類若しくは証拠物の内容に関連すると認められる証拠について、再審の請求をした者又は弁護人から開示の請求があつたときは、決定で、検察官に対し、当該証拠を再審の請求をした者又は弁護人に開示することを命じなければならない。ただし、その関連性の程度その他原判決の有罪認定の根拠となつた証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当でないとき、この限りでない。

③ 第一項及び前項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

<p>(新設)</p>	<p><u>(証拠の存否の報告命令)</u></p> <p><u>第四百四十五条の十一 再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、その保管する証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であつて、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含む。）であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの一覧表（第四百四十五条の九第二項に規定する事項を記載したもの）の提出を命ずることができる。</u></p> <p><u>② 再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、特定の証拠について、その存否の報告を命ずることができる。この場合において、検察官が当該証拠は存在しないとの報告を行ったときは、裁判所は、検察官に対し、当該証拠の存否を調査した方法及び範囲、当該証拠の保管及び廃棄の状況その他当該証拠が存在しないと判断した具体的な理由を書面で報告するよう命じなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(証拠の保全・保管)</u></p> <p><u>第四百四十五条の十二 再審の請求を受けた裁判所は、当該再審の請求に係る事件に関する生体試料その他の証拠物について、その証拠価値を保全するために必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、その適切な方法による保管を命じ、又は鑑定を実施し、その結果を保管することを命ずることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(証拠開示に関する裁判所の権限)</u></p> <p><u>第四百四十五条の十三 前四条に定めるもののほか、再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、証拠</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>の開示及びこれに関連する事項を命ずることができ</u> <u>る。</u></p> <p><u>(意見の陳述)</u></p> <p><u>第四百四十五条の十四 第四百四十五条の七第一項</u> <u>による事実の取調を行つたときは、再審の請求を</u> <u>した者及び弁護人は、その結果に基づいて意見を</u> <u>陳述することができる。検察官又は有罪の言渡を</u> <u>受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請</u> <u>求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同</u> <u>様とする。</u></p> <p><u>② 裁判所は、あらたな証拠の証明力の判断に資す</u> <u>るため必要な限度で、検察官に意見を陳述させる</u> <u>ことができる。</u></p> <p><u>③ 前二項の陳述は、公開の法廷でこれをしなければ</u> <u>ならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(審理の終結)</u></p> <p><u>第四百四十五条の十五 再審の請求を受けた裁判所</u> <u>は、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請</u> <u>求に理由がないことが明らかなきを除き、相当</u> <u>の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めな</u> <u>ければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(再審に関する決定日の通知)</u></p> <p><u>第四百四十五条の十六 再審の請求を受けた裁判所</u> <u>は、前条の規定により審理を終結したときは、決</u> <u>定をする日を定め、決定日の一箇月前までに、再</u> <u>審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しな</u> <u>ければならない。検察官又は有罪の言渡を受けた</u> <u>者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をし</u> <u>た場合には、有罪の言渡を受けた者についても同</u> <u>様とする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(請求棄却の決定①)</p> <p>第四百四十六条 再審の請求が法令上の方式に違反</p>	<p><u>第四章 再審請求手続の裁判</u></p> <p>(請求棄却の決定①)</p> <p>第四百四十六条 (現行法通り)</p>

<p>し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。</p> <p>(請求棄却の決定②)</p> <p>第四百四十七条 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。</p> <p>② 前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。</p> <p>(再審開始の決定)</p> <p>第四百四十八条 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。</p> <p>② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(請求の競合と請求棄却の決定)</p> <p>第四百四十九条 控訴を棄却した確定判決とその判決によつて確定した第一審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。</p> <p>② 第一審又は第二審の判決に対する上告を棄却した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。</p>	<p>(請求棄却の決定②)</p> <p>第四百四十七条 (現行法通り)</p> <p>② 前項の決定があつたときは、何人も、同一の<u>事実及び証拠を理由として、更に再審の請求をすることができない。</u></p> <p>(再審開始の決定)</p> <p>第四百四十八条 (現行法通り)</p> <p>② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止しなければならない。但し、<u>再審開始の決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてのみなされたときは、刑の執行は停止しないことができる。</u></p> <p>③ <u>死刑の言渡を受けた者について再審開始の決定をしたとき(死刑の言渡を受けた者が死亡している場合を除く。)</u>は、裁判所は、<u>拘置の執行を停止しなければならない。但し、第四百三十五条第八号の事由があることを理由として再審開始の決定がなされたときは、拘置の執行を停止しないことができる。</u></p> <p>(請求の競合と請求棄却の決定)</p> <p>第四百四十九条 (現行法通り)</p> <p>② (現行法通り)</p>
---	---

<p>(即時抗告)</p>	<p>(即時抗告)</p>
<p>第四百五十条 第四百四十六条、第四百四十七条第一項、第四百四十八条第一項又は前条第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p>	<p>第四百五十条 第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は前条第一項の決定に対しては、<u>即時抗告をすることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>第四百二十二条の規定にかかわらず、前項の即時抗告の提起期間は十四日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>③ <u>第一項の即時抗告をする場合において、申立書に原裁判の取消又は変更を求める事由の具体的な記載がないときは、抗告人は、即時抗告の提起後三十日以内に、これらを記載した抗告趣意書を原裁判所に提出しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>④ <u>原裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の申立により又は職権で、前項の期間を延長することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑤ <u>第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項の「申立書」とあるのを「抗告趣意書」と読み替える。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑥ <u>前四項の規定は、第四百二十八条第二項の異議の申立及び第四百三十三条の特別抗告の場合に準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(準用)</p> <p><u>第四百五十条の二 抗告審の審理については、その性質に反しない限り、第一章乃至第三章の規定を準用する。</u></p> <p>② <u>抗告審における再審開始の決定に伴う刑及び拘置の執行停止については、第四百四十八条第二項及び第三項の規定を準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(特別抗告)</p> <p><u>第四百五十条の三 第四百四十八条の決定に対しては、第四百三十三条の規定を適用しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第五章 再審公判</u></p>
<p>(再審の審判)</p> <p>第四百五十一条 裁判所は、再審開始の決定が確定</p>	<p>(再審の審判)</p> <p>第四百五十一条 (現行法通り)</p>

<p>した事件については、第四百四十九条の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。</p> <p>② 左の場合には、第三百十四条第一項本文及び第三百三十九条第一項第四号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。</p> <p>一 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。</p> <p>二 有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。</p> <p>③ 前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。</p> <p>④ 第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(不利益変更の禁止)</p> <p>第四百五十二条 再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。</p> <p>(無罪判決の公示)</p>	<p>(再審公判における証拠書類及び証拠物の取調べ)</p> <p><u>第四百五十一条の二 再審請求手続においてした証人その他の者の尋問、請求人質問、検証及び鑑定の結果を記載した書面並びに再審請求手続において取り調べた書面及び物については、裁判所は、公判期日において、職権で証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければならない。但し、訴訟関係人が取り調べないことに異議のない書面又は物については、この限りでない。</u></p> <p>② <u>前項の規定により取り調べる証拠については、第三百二十条第一項の規定を適用しない。但し、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に対し、当該証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。</u></p> <p>(不利益変更の禁止)</p> <p>第四百五十二条 (現行法通り)</p> <p>(無罪判決の公示)</p>
--	--

第四百五十三条 再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

【刑事訴訟法施行法】

第三条の二 第二条の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七条の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、第二条の規定にかかわらず、新法第三百六十八条から第三百七十一条まで（上訴費用の補償）、第四百五条（上告理由）、第四百六条（上告審としての事件受理）、第四百八条（書面審理）、第四百九条（被告人の召喚不要）、第四百十条及び第四百十一条（破棄の判決）、第四百十五条から第四百七条まで（訂正の判決）、第四百八条（判決の確定）並びに第四百十四条において準用する第三百七十三条（上訴の提起期間）及び第三百七十六条（上訴趣意書）の規定を適用する。

第四百五十三条 （現行法通り）

【刑事訴訟法施行法】

第三条の二 第二条の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七条の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、第二条の規定にかかわらず、新法第三百六十八条から第三百七十一条まで（上訴費用の補償）、第四百五条（上告理由）、第四百六条（上告審としての事件受理）、第四百八条（書面審理）、第四百九条（被告人の召喚不要）、第四百十条及び第四百十一条（破棄の判決）、第四百十五条から第四百七条まで（訂正の判決）、第四百八条（判決の確定）、第四百二十八条第二項（異議の申立）並びに第四百十四条において準用する第三百七十三条（上訴の提起期間）及び第三百七十六条（上訴趣意書）の規定を適用する。